

空き家の適切な管理をしましょう



空き家を適切に管理せず、特定空家等や管理不全空家等になると、指導・勧告の対象となります。勧告を受けると、敷地に係る住宅用地特例が解除され、固定資産税・都市計画税が上昇する可能性があります。定期的な管理により、適切な管理を心がけましょう。

特定空家等とは

- ①そのまま放置すれば倒壊等著しく保
安上危険となるおそれのある状態
- ②そのまま放置すれば著しく衛生上
有害となるおそれのある状態
- ③適正な管理が行われず、著しく景
観を損なっている状態
- ④その他周辺の生活環境の保全を
図るために、放置することが不適切
である状態

管理不全空家等とは

適切な管理が行われず、そのまま
放置すれば特定空家等に該当する
おそれのある状態

問い合わせ

建築課 ☎ 84-0670

土地・家屋の利用方法等の変更について



家屋の取壊しや新築・増改築、土地・家屋の利用方法の変更があった場合、翌年度から固定資産税・都市計画税の額が変更になる場合があります。右記QRコードからご連絡ください。

問い合わせ

税務課 ☎ 84-0621

固定資産税(家屋)の減額について



住宅の耐震改修やバリアフリーの改修、省エネ改修等を行った、一定の要件を満たす住宅については、工事完了日から3か月以内に税務課家屋償却担当へ必要書類を提出していただくことで、改修工事が完了した年の翌年度分の固定資産税が減額対象となります。詳しくは、市ホームページをご覧ください。税務課へお問い合わせください。

問い合わせ

税務課 ☎ 84-0621

運転免許を自主返納した高齢者の方へ

バス・タクシー券をお渡しします



ページ番号 1003147 【問い合わせ】防災安全課 ☎ 84-0626

運転中にドキッとしたことはありませんか。加齢に伴う身体機能の低下等のため、運転に不安を感じるようになった高齢ドライバーの方は、自主的に運転免許証を返納することができます。半田市では、交通事故防止を目的に、運転免許証を自主返納(※)された方へ、バスまたはタクシー利用券を交付しています。

※自主返納とは、運転免許証の有効期間内に、自らの意思により、運転免許の取消を申請することです。

交付内容

- ◇公共交通バス利用券 18,000円分(100円分×180枚)
- ◇タクシー利用券 5,000円分(500円分×10枚)

※利用券は交付対象者のみ利用可能 ※交付は対象者お一人につき1回まで

対象

- ◇免許返納日および申請日時点において、本市に住民登録があり、満65歳以上であること
- ◇申請日時点において、運転免許を返納して1年以内であること

申請方法

申請時に必要なもの

- ◇運転免許の取消通知書の写し
(警察署等で運転免許の自主返納の手続きを行った際に窓口で交付されます。)
- ※運転免許証の返納については、半田警察署
(☎21-0110)へお問い合わせください。
- ◇本人確認書類(マイナンバーカード、健康保険証、運転経歴証明書等)

代理申請の場合

- ◇委任状
- ◇代理者の本人確認書類
(運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証等)

半田警察署から市役所へ 路線バスが運行しています!

住吉町駅：ごんくる(半田中央線)乗車

知多半田駅：知多バス(北部線)乗換え

半田市役所